

議案第100号

三朝町心身障害者医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年12月11日

三朝町長 吉田秀光

三朝町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町心身障害者医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>三朝町心身障がい者医療費助成条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>心身障がい児者</u>の医</p>	<p style="text-align: center;"><u>三朝町心身障害者医療費助成条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>心身障害児者</u>の医療</p>

療費を助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者のうち、町内に住所を有する者（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。）及び国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされた者であって、医療を受ける者の属する世帯の生計を主として維持する者が、当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月又は5月の場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による町民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。）が課されない者又は三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）で定めるところにより町民税を免除された者（当該町民税の賦課期日において町内に住所を有しない者を除く。）である場合をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の給付を受ける者及び三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）第2条第1項の規定により助成を受ける者を除く。

費を助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者のうち、町内に住所を有する者（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。）及び国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされた者であって、医療を受ける者の属する世帯の生計を主として維持する者が、当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月又は5月の場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による町民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）が課されない者又は三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）で定めるところにより町民税を免除された者（当該町民税の賦課期日において町内に住所を有しない者を除く。）である場合をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の給付を受ける者、次項に規定する社会保険各法の規定による高齢受給者証を交付されている者及び三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいの程度が3級又は4級である者として記載されている者
- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判定された者で、重度以外の知的障がい者（障がいの程度の欄にBと記載されている療育手帳の所持者）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者福祉手帳に精神障がいの程度が2級である者として記載されている者

2及び3 略

(医療費の助成の申請)

第5条 前条の規定により医療費の助成を受けようとする者は、心身障がい者医療費助成申請書に支払った医療費の領収書その他規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条第1項の規定により助成を受ける者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が3級又は4級である者として記載されている者
- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者で、重度以外の知的障害者（障害の程度の欄にBと記載されている療育手帳の所持者）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者福祉手帳に精神障害の程度が2級である者として記載されている者

2及び3 略

(医療費の助成の申請)

第5条 前条の規定により医療費の助成を受けようとする者は、心身障害者医療費助成申請書に支払った医療費の領収書その他規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

2 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間における第2条第1項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「医療の給付を受ける者」とあるのは、「医療の給付を受ける者、社会保険各法の規定による高齢受給者証を交付されている者（平成26年4月1日以降に70歳に達する者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。